

報道発表資料の配付日時 10月5日(木)

発表項目 (行事名)	大樹町 旭浜漁港及び大樹漁港における合同啓発活動について (10月6日(金)は中止し、10月13日(金)に順延します)	
概要	<p>大樹町の旭浜漁港及び大樹漁港では、サケ釣り時期を中心に多数の釣り人が訪れますが、立ち入り禁止区域への侵入、釣具等の放置による場所取り、ゴミのポイ捨て等の問題行動が発生しております。</p> <p>こうしたことから、旭浜漁港及び大樹漁港において、下記のとおり関係機関と連携し啓発活動を実施いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 内容</p> <p>① 旭浜漁港における啓発パトロール</p> <p>② 大樹漁港における啓発パトロール</p> <p>釣り人に対し、チラシなどを配布し規制の情報周知や遊漁ルールに関する啓発を行います。</p> <p>2 日時及び集合場所</p> <p>令和5年(2023年)10月613日(金)午前9時～</p> <p>※報道機関の皆様は旭浜漁港の荷捌所横に集合をお願いします。</p> <p>※荒天のため10月6日は中止し、10月13日に順延します。</p> <p>なお、実施時間に変更はありません。</p> <p>3 関係機関</p> <p>大樹漁業協同組合、広尾警察署、広尾海上保安署、大樹町役場 (主催:十勝総合振興局産業振興部水産課)</p>	
参考	<ul style="list-style-type: none"> 立ち入り禁止区域に立ち入った場合は、軽犯罪法違反により罰則の対象となります。 ※罰則:拘留又は科料 漁港施設を許可なく占有することはできません。 <p>【北海道漁港管理条例第12条】</p> <p>※罰則:5万円以下の科料(北海道漁港管理条例第21条)</p>	
報道(取材)に当たってのお願い	サケ釣りの最盛期に入っており、多数の釣り人が訪れることが予想されることから、積極的な報道をお願いします。	
他のクラブとの関係	同時配付	
	同時レク	
	記者レク	
その他	10月2日に情報提供しておりました標記行事につきまして、実施予定日である10月6日(金)が荒天のため中止とし、10月13日(金)に順延して実施いたします。	
	なお、実施時間、実施場所及び実施内容に変更はありません。	
担当 (連絡先)	北海道十勝総合振興局産業振興部水産課水産振興係 (担当:千葉) TEL0155-26-9058(直通)	